

|        |
|--------|
| 料金別納郵便 |
|        |

親展 重要なお知らせです。必ずご確認ください

差出人 世田谷区 保健福祉政策部  
臨時特別給付担当  
〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1

不着時の還付先 世田谷区重点支援給付金  
事務センター  
〒060-8774 札幌市中央区北三条西3丁目1  
大同生命札幌ビル4階

左下より矢印方向にゆっくりとはがしてください

## 「調整給付金」支給のお知らせ

「調整給付金」の支給対象者に該当するため、以下のとおり支給額をお知らせします。支給額と支給予定日、お振り込先の口座をご確認ください。本通知は、支給対象となる方のうち、令和6年6月時点でマイナポータル等で公金受取口座の登録をしている方に送付しております。給付金は支給情報欄に記載された口座にお振り込みいたします。

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方（定額減税可能額が、令和6年度の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方）に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

### 調整給付金の支給額および算出式

|       |                                                          |                               |   |
|-------|----------------------------------------------------------|-------------------------------|---|
| 所得税   | 定額減税可能額<br>(3万円×減税対象人数)                                  | 令和6年度<br>推計所得税額               | 円 |
|       | 控除不足額(①)                                                 | (<0の場合は0)                     | 円 |
| 住民税   | 定額減税可能額<br>(3万円×減税対象人数)                                  | 令和6年度<br>住民税所得割額              | 円 |
|       | 控除不足額(②)                                                 | (<0の場合は0)                     | 円 |
| 調整給付金 | (1) 所得税分の控除不足額<br>(2) 住民税所得割額の控除不足額<br>= (3) 控除不足額計(①+②) | 調整給付金支給額<br>(3000を1万円単位に切り上げ) | 円 |

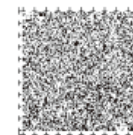
注) 減税対象人数  
納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)  
※国外に居住する控除対象配偶者、扶養親族は除く

### 支給情報

個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示しております。

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 支給額                | 円            |
| 給予定日               | 令和6年8月6日     |
| 振り込先               | 口座番号         |
| 金(祝日除く)            | 1日(曜日は17時まで) |
| 世田谷区重点支援給付金コールセンター | 03-6733-8712 |
| お問い合わせ番号           |              |

裏面に手続き方法等の記載があります。  
必ずご確認ください。



このマークは目の不自由な方のための「音声コード」です。